

事業承継と民法<遺留分>

『事業承継を円滑に行うための 遺留分に関する民法の特例』

相続までに
自社株の価値が上昇すると、
想定外の遺留分の
主張を受けないか心配だ。

後継者に
自社株を集中させたいが、
相続紛争が心配だ。

民法の
遺留分の事前放棄は
利用しにくい。

**相続紛争や自社株式の分散を防止でき、
後継者にスムーズに事業を承継できます！**

1. 事業承継における遺留分の問題

現経営者(例えば父)が、生前贈与や遺言によって後継者(例えば長男)に自社株式を集中し、事業を承継しようとしても、うまくいかない場合があります。

それは、相続人には原則として「遺留分」があるからです。

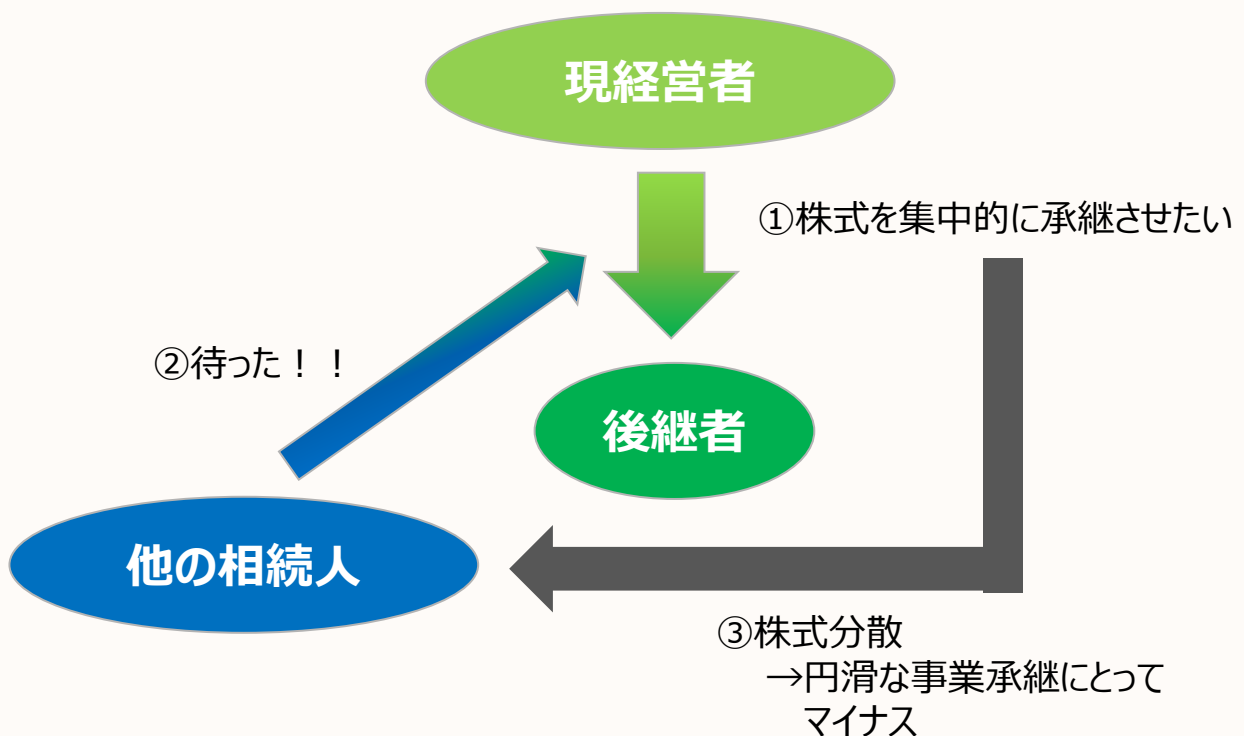
「遺留分」とは

本来、自分の財産は、誰に、どのようにあげるのも自由なはずですが、民法は、遺族の生活の安定や最低限度の相続人間の平等を確保するために、相続人(兄弟姉妹及びその子を除く。)に最低限の相続の権利を保障しています。これが「遺留分」です。

他の相続人が過大な財産を取得したため自己の取得分が遺留分よりも少なくなってしまった場合には、自己の遺留分に相当する財産を取り戻すことができます。

遺留分の額は、遺留分算定基礎財産(遺産に一定の生前贈与財産を加え、負債を差し引いた財産)に遺留分の割合(原則 2 分の 1。父や母だけが相続人の場合は 3 分の 1) を掛けて算出します。

推定相続人が複数いる場合、後継者に自社株式を集中して承継させようとしても、遺留分を侵害された相続人から遺留分に相当する財産の返還を求められた結果、自社株式が分散してしまうなど、事業承継にとっては大きなマイナスとなる場合があります。



2. 遺留分による紛争や自社株式の分散を防止するための対応策

1. のような遺留分の問題に対処するため、経営承継円滑化法は、「遺留分に関する民法の特例」（以下「民法特例」といいます）を規定しています。

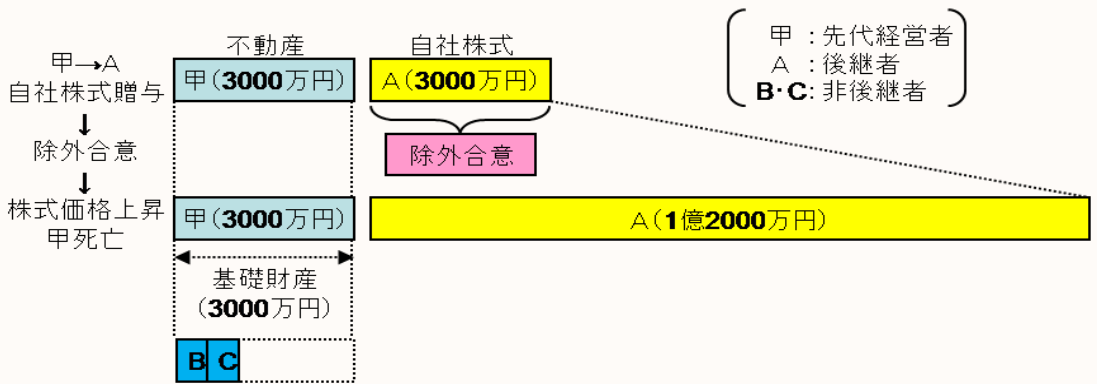
この民法特例を活用すると、後継者を含めた現経営者の推定相続人全員の合意の上で、現経営者から後継者に贈与等された自社株式について、

- ①遺留分算定基礎財産から除外(除外合意)、又は
- ②遺留分算定基礎財産に算入する価額を合意時の時価(※)に固定(固定合意)をすることができます(両方を組み合わせることも可能です)。

(※) 固定する合意時の時価は、合意の時ににおける相当な価額であるとの税理士、公認会計士、弁護士等による証明が必要です。評価方法の考え方は、「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2009/090209HyoukaGuidelines.htm>)をご参照下さい。

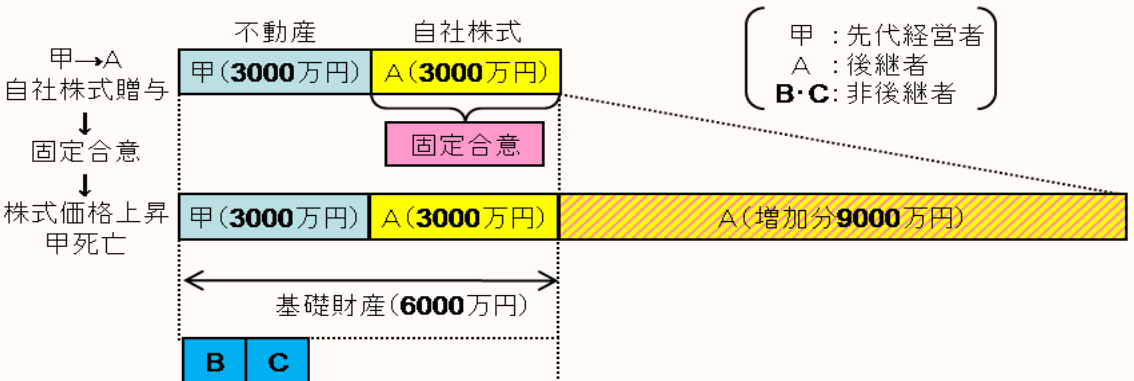
①除外合意

後継者が現経営者から贈与等によって取得した自社株式について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続に伴って自社株式が分散するのを防止できます。



②固定合意

自社株式の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者は相続時に想定外の遺留分の主張を受けることがなくなります。



他にも方法はあるのですが……「遺留分の事前放棄」

民法でも、遺留分を有する相続人が、被相続人の生前に自分の遺留分を放棄することによって、相続紛争や自社株式の分散を防止することができます。

ただし、遺留分を放棄するには、各相続人が自分で家庭裁判所に申立てをして許可を受けなければならず負担が大きいこと、また、家庭裁判所による許可・不許可の判断がバラバラになる可能性があることなどから、自社株式の分散防止対策としては実際には利用しにくくなっています。

3. 民法特例を受けるために行うこと

民法特例を利用するには、以下の要件を満たした上で「推定相続人全員の合意」を得て、「経済産業大臣の確認」及び「家庭裁判所の許可」を受けることが必要です。

<民法特例を利用するには、以下の主要要件を満たすことが必要です>

- ① 会社：・中小企業者であること。
・合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。
- ② 現経営者：過去又は合意時点において会社の代表者であること。
(※現経営者は法律上「旧代表者」とされています。)
- ③ 後継者：・合意時点において会社の代表者であること。
・現経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。
※推定相続人以外の方も対象となります
(平成28年4月1日以降に合意したものに限り)。

(1) 推定相続人全員及び後継者の合意

民法特例を利用するためには、現経営者の推定相続人全員(但し、遺留分を有する者に限り)及び後継者で合意をし、合意書を作成することが必要です。

<合意書の主な記載事項>

- ① 合意が会社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とすること。
- ② 後継者が現経営者から贈与等により取得した自社株式について、遺留分の計算から除外する旨(除外合意)、又は、遺留分の計算に算入すべき価額を固定する旨(固定合意)。
- ③ 後継者が代表者でなくなった場合などに、後継者以外の者がとれる措置。
- ④ 必要に応じ、推定相続人間の公平を図るための措置。

合意書のイメージ

<後継者Bが推定相続人である場合>

旧代表者Aの遺留分を有する推定相続人であるB、C及びDは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、単に「法」という）に基づき、以下のとおり合意する。

（目的—法7条1項1号）

第1条 本件合意は、BがAからの贈与により取得したY社の株式につき遺留分の算定に係る合意等を行うことにより、Y社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とする。

（確認—法3条2項及び3項）

第2条 B、C及びDは、次の各事項を相互に確認する。

- ① AがY社の代表取締役であったこと。
- ② B、C及びDがいずれもAの推定相続人であり、かつ、これらの者以外にAの推定相続人が存在しないこと。
- ③ Bが、現在、Y社の総株主（但し、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権〇〇個の過半数である〇〇個を保有していること。
- ④ Bが、現在、Y社の代表取締役であること。

（除外合意、固定合意—法4条1項1号及び2号）

第3条 B、C及びDは、BがAからの平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得したY社の株式〇〇株について、次のとおり合意する。

- ① 上記〇〇株うち□□株について、Aを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。
- ② 上記〇〇株うち△△株について、Aを被相続人とする相続に際し、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を〇〇〇円（1株あたり☆☆☆円。弁護士××××が相当な価額として証明をしたもの。）とする。

（後継者以外の推定相続人がとることができる措置—法4条3項）

第4条 Bが第3条の合意の対象とした株式を処分したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれが、Bが処分した株式数に〇〇〇万円を乗じて得た金額を請求できるものとする。

- 2 BがAの生存中にY社の代表取締役を退任したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ〇〇〇万円を請求できるものとする。
- 3 前二項のいずれかに該当したときは、C及びDは、共同して、本件合意を解除することができる。
- 4 前項の規定により本件合意が解除されたときであっても、第1項又は第2項の金員の請求を妨げない。

（法4条1項の株式等以外の財産に関する合意—法5条）

第5条 B、C及びDは、BがAからの平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した〇〇について、Aを被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

（衡平を図るための措置—法6条）

第6条 B、C及びDは、Aの推定相続人間の衡平を図るための措置として、次の贈与の全部について、Aを被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

- ① CがAから平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した現金1,000万円
- ② DがAから平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した下記の土地
〇〇所在〇〇番〇〇宅地〇〇㎡

（経済産業大臣の確認—法7条）

第7条 Bは、本件合意の成立後1ヵ月以内に、法7条所定の経済産業大臣の確認の申請をするものとする。

- 2 C及びDは、前項の確認申請手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同確認申請手続に協力するものとする。

（家庭裁判所の許可—法8条）

第8条 Bは、前条の経済産業大臣の確認を受けたときは、当該確認を受けた日から1ヵ月以内に、第3条ないし第6条の合意につき、管轄家庭裁判所に対し、法8条所定の許可審判の申立をするものとする。

- 2 C及びDは、前項の許可審判申立手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同許可審判手続に協力するものとする。

ここに示したのは合意書のイメージです。

実際の合意のときは、資産の内容や遺留分権利者の人数などの状況に十分に配慮しながら、当事者間で話し合っまとめることが肝要です。

その際には、専門家にも相談されることをおすすめいたします。

合意書のイメージ

<後継者Bが推定相続人でない場合>

旧代表者Aの遺留分を有する推定相続人であるC、D及び後継者であるBは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、単に「法」という）に基づき、以下のとおり合意する。

（目的—法7条1項1号）

第1条 本件合意は、BがAからの贈与により取得したY社の株式につき遺留分の算定に係る合意等を行うことに、Y社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とする。

（確認—法3条2項及び3項）

第2条 B、C及びDは、次の各事項を相互に確認する。

- ① AがY社の代表取締役であったこと。
- ② B、C及びDがいずれもAの推定相続人であり、かつ、これらの者以外にAの推定相続人が存在しないこと。
- ③ Bが、現在、Y社の総株主（但し、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く）の議決権〇〇個の過半数である〇〇個を保有していること。
- ④ Bが、現在、Y社の代表取締役であること。

（除外合意、固定合意—法4条1項1号及び2号）

第3条 B、C及びDは、BがAからの平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得したY社の株式〇〇株について、次のとおり合意する。

- ① 上記〇〇株うち□□株について、Aを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。
- ② 上記〇〇株うち△△株について、Aを被相続人とする相続に際し、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を〇〇〇円（1株あたり☆☆☆円。弁護士××××が相当な価額として証明をしたもの）とする。

（後継者以外の推定相続人がとることができる措置—法4条3項）

第4条 Bが第3条の合意の対象とした株式を処分したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれが、Bが処分した株式数に〇〇〇万円を乗じて得た金額を請求できるものとする。

- 2 BがAの生存中にY社の代表取締役を退任したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ〇〇〇万円を請求できるものとする。
- 3 前二項のいずれかに該当したときは、C及びDは、共同して、本件合意を解除することができる。
- 4 前項の規定により本件合意が解除されたときであっても、第1項又は第2項の金員の請求を妨げない。

（法4条1項の株式等以外の財産に関する合意—法5条）

第5条 B、C及びDは、BがAからの平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した〇〇について、Aを被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

（衡平を図るための措置—法6条）

第6条 B、C及びDは、Aの推定相続人と後継者との間の衡平、及びAの推定相続人間の衡平を図るための措置として、次の贈与の全部について、Aを被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

- ① CがAから平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した現金1,000万円
- ② DがAから平成〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した下記の土地
〇〇所在〇〇番〇〇宅地〇〇㎡

（経済産業大臣の確認—法7条）

第7条 Bは、本件合意の成立後1ヵ月以内に、法7条所定の経済産業大臣の確認の申請をするものとする。

2 C及びDは、前項の確認申請手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同確認申請手続に協力するものとする。

（家庭裁判所の許可—法8条）

第8条 Bは、前条の経済産業大臣の確認を受けたときは、当該確認を受けた日から1ヵ月以内に、第3条ないし第6条の合意につき、管轄家庭裁判所に対し、法8条所定の許可審判の申立をするものとする。

2 C及びDは、前項の許可審判申立手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同許可審判手続に協力するものとする。

ここに示したのは合意書のイメージです。

実際の合意のときは、資産の内容や遺留分権利者の人数などの状況に十分に配慮しながら、当事者間で話し合っまとめることが肝要です。

その際には、専門家にも相談されることをおすすめいたします。

(2) 経済産業大臣の確認

後継者は、上記(1)の合意をした日から1ヶ月以内に「遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書」に必要書類を添付して経済産業大臣に申請する必要があります。

申請書の提出先は、経済産業省中小企業庁事業環境部財務課です。

主な作成書類及び添付書類 (提出先：経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課)	
主な作成書類	主な添付書類
<input type="checkbox"/> 確認申請書 <input type="checkbox"/> 確認証明申請書 ※確認証明書は家庭裁判所の許可申立てにおける添付書類となります。大臣確認の申請に際して同時に申請しておく、確認書と同時に交付が受けられます。 <input type="checkbox"/> 合意書	<input type="checkbox"/> 定款及び株主名簿の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 従業員数証明書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等 <input type="checkbox"/> 上場会社でない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 現経営者、推定相続人全員及び後継者の戸籍謄本又は抄本 ※現経営者については、原則、出生日から合意日までの連続した戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本が必要です。ただし、全ての戸籍の取得が困難な場合はお問合せください。 <input type="checkbox"/> (固定合意の場合のみ) 税理士等の証明書

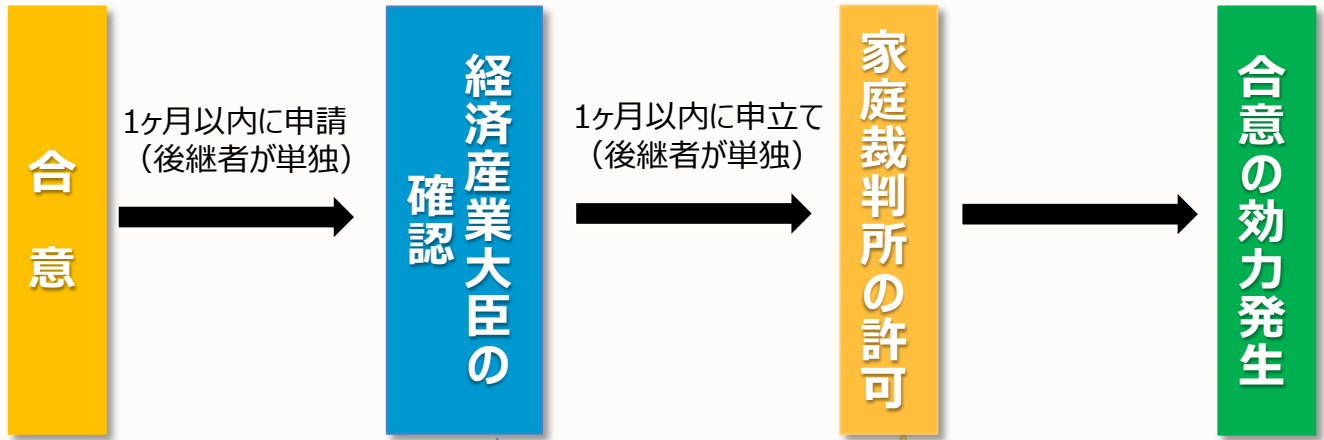
※戸籍謄本等については、家庭裁判所の許可申立てにおいても添付書類とされているため、経済産業大臣に対して確認の申請をする際には、その原本の還付を受けておくことをおすすめします。

(3) 家庭裁判所の許可

経済産業大臣の「確認書」の交付を受けた後継者は、確認を受けた日から1ヶ月以内に家庭裁判所(※)に「申立書」に必要書類を添付して申立てをし、家庭裁判所の「許可」を受ける必要があります。

(※) 管轄裁判所は、現経営者の住所地の家庭裁判所です。

4. 手続きの流れと要件



経済産業大臣の確認事項

- ・当該合意が経営の承継の円滑化を図るためになされたこと。
- ・申請者が後継者の要件に該当すること。
- ・合意対象の株式を除くと、後継者が議決権の過半数を確保することができないこと。
- ・後継者が代表者でなくなった場合などに後継者以外の者が取れる措置の定めがあること。

家庭裁判所の許可の要件

- ・合意が当事者全員の真意によるものであること

○ 現経営者が後継者に株式を贈与し、民法特例の適用を受けると同時に、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度を利用して贈与税の納税を猶予することが可能です。

ただし、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の適用に必要な確認と、民法特例の確認とは別の手続きになりますので注意が必要です。

○ 上記の非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度を利用後、現経営者に相続が発生した場合に、非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度へ切替えると、贈与税の支払いが免除されると共に、相続税の納税猶予することが可能となります。

お問い合わせ・申請窓口

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課

◆住所：〒100-8912

東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号

◆電話：03-3501-1511（代表）

03-3501-5803（直通）

◆中小企業庁ホームページ：

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2014/141217Yoshiki.htm>